

十日町市働く環境パワーアップ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、性別や年代に関わらず活躍できる職場づくりに向けた市内事業者等の取り組みを支援するため、新潟県（以下「県」という。）が設ける補助制度の対象者に対し、予算の範囲内において、十日町市働く環境パワーアップ支援補助金を交付するものとし、その補助金の交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Ni-ful認定企業 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度実施要綱（以下「県要綱」という。）第3条第1項第1号に規定する新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業として認定された事業者等をいう。
- (2) ゴールド認定企業 県要綱第3条第1項第2号に規定する、新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業（ゴールド認定）として認定された事業者等をいう。
- (3) 主たる事業所 従業員を採用、社会保険の加入等の事務を行い、本社とは独立した業務を担う市内の事業所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者等とする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有しているNi-ful認定企業又はゴールド認定企業であって、県が実施する以下の補助金等（以下「県補助金等」という。）の交付決定を受けていること。
 - ア 新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金
 - イ 新潟県男性の育児休業取得促進助成金
 - ウ 新潟県妊娠・出産・子育て関連有給休暇制度利用奨励金
- (2) 十日町市暴力団排除条例（平成24年十日町市条例第4号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有している者でないこと。
- (3) 納付期限の到来した市税を完納していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が交付を受けた県補助金等の対象事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの補助金において、同一の補助対象経費に対する補助金の交付を受けた事業は、この補助金の交付の対象としない。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、十日町市働く環境パワーアップ支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書兼実績報告書の提出は、県補助金等の交付額確定日から起算して1か月後又は当該事業実施年度の3月末日のいずれか早い日を期限とする。ただし、令和7年度に県補助金等の交付額が確定した場合は、令和8年5月末日を期限とする。

3 別表に規定する同一の補助対象経費に対する補助金の交付の申請は、1事業者等につき、1回に限る。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、十日町市働く環境パワーアップ支援補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(請求)

第8条 前条第1項の規定により補助金の額の確定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、十日町市働く環境パワーアップ支援補助金交付決定兼額の確定通知書を受領後速やかに、十日町市働く環境パワーアップ支援補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付をした補助金の全部若しくは一部を補助事業者に期限を決めて返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

(財産の管理)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って効果的な運用を図らなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助金額
(1) 新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金の交付確定額	1/2	補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、Ni-ful認定企業は1事業者等につき20万円、ゴールド認定企業は1事業者等につき40万円を上限とする。
(2) 新潟県男性の育児休業取得促進助成金交付確定額	1/2	補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、1事業者等につき15万円を上限とする
(3) 新潟県妊娠・出産・子育て関連有給休暇制度利用奨励金交付確定額	1/2	補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、1事業者等につき15万円を上限とする。

備考 補助金額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

十日町市長 様

(申請者)
 所在地
 事業所名
 代表者名
 電話番号
 担当者名

年度 十日町市働く環境パワーアップ支援補助金交付申請書兼実績報告書

標記補助金の交付を受けたいので、十日町市働く環境パワーアップ支援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、補助金の交付を決定するために納税状況等を調査することに同意します。

記

1 交付申請兼実績報告

(ア) 新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金

上記補助金交付確定額	補助率	交付申請額 ※上限 20 万円又は 40 万円
円	×1/2=	円 ※千円未満切り捨て
上記補助金交付額確定年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		

(イ) 新潟県男性の育児休業取得促進助成金

上記助成金交付確定額	補助率	交付申請額 ※上限 15 万円
円	×1/2=	円 ※千円未満切り捨て
上記補助金交付額確定年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		

(ウ) 新潟県妊娠・出産・子育て関連有給休暇制度利用奨励金

上記奨励金交付確定額	補助率	交付申請額 ※上限 15 万円
円	×1/2=	円 ※千円未満切り捨て
上記補助金交付額確定年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		

交付申請額の合計

_____ 円 (裏面あり)

2 添付書類

- 申請者の概要（会社等の概要が確認できるもの。）
- 市税の納税証明書
- Ni-ful 認定またはゴールド認定 認定証の写し
- 県補助金等交付額確定通知書の写し（各区分に応じ、新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金交付要綱第15条、新潟県男性の育児休業取得促進助成金交付要綱第7条、新潟県妊娠・出産・子育て関連有給休暇制度利用奨励金交付要綱第7条による通知）
- その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

十日町市長

年度 十日町市働く環境パワーアップ支援補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付で交付申請兼実績報告があった補助事業について、下記のとおり交付決定及び額の確定をしたので、十日町市働く環境パワーアップ支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付決定兼額の確定額 金 _____ 円

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

十日町市長 様

(申請者)
所在地
事業所名
代表者名
電話番号
担当者名

年度 十日町市働く環境パワーアップ支援補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定兼額の確定通知のあった補助事業について、標記補助金の交付を受けたいので、十日町市働く環境パワーアップ支援補助金交付要綱第8条の規定により、補助金を請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

補助金振込先	金融機関名	銀行・信用組合・農協 労働金庫・信用金庫		
	支店名	支店	種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号			
	口座名義人	カガナ		
添付書類 (原課保管)	<input type="checkbox"/> 振込口座の通帳の写し			

*申請者本人名義に限る。